

令和6年度県営住宅等消防用設備等点検業務委託指名願について

長野・松本・上田・佐久・諏訪地域振興局管内の県営住宅等消防用設備等点検業務の受託を希望される協会の正会員は、次の事項に留意の上、関係書類を提出してください。

1 提出可能会員

長野・松本・上田・佐久・諏訪地域振興局管内に営業所等を有する正会員である表示登録会員（メーカーを除く）

2 提出方法及び期限

必要な提出書類（次項参照）をメールまたは郵送で令和6年1月12日(金)までに提出

3 提出書類（*印の書類は前回申請以降、内容に変更がない場合は提出不要）

(1) 業務委託指名願

* (2) 技術者名簿（消防設備士・消防設備点検資格者・電気工事士の資格を証明する免状の写し）

* (3) 技術者の雇用関係を証する書類（健康保険被保険者証等の写し）

* (4) 点検用機器工具保有一覧表

(5) 点検整備可能な業務内容を記載した書類（所属する技術者の資格から確認するので提出不要ですが、技術者の資格以外の理由で実施できない場合は事務局にご連絡ください）

(6) 消防用設備等に関する建設業許可通知の写し（令和5年度に本業務を受託している会員は、令和5年1月以降に許可の更新をした場合のみ提出してください）

(7) 正会員である表示登録会員との「県営住宅等消防用設備等点検業務提携書」（消防用設備等の工事等に自社だけでは対応できない場合）

4 委託業務予定

消防用設備等の定期点検、不良箇所の点検、改修業務、消防訓練、その他必要な業務。また、火災やガス漏れ、非火災報等の場合は、直ちに技術者を派遣する責務があること。

5 資格

主たる者は甲種消防設備士を保有する者とし、受託する消防用設備等ごとに消防設備士又は消防設備点検資格者が3名所属していること。ただし消火器、避難器具、誘導灯については2名以上とする。

6 委託先の選考

点検業務委託委員会において決定し、書面をもって通知する。

7 委託単位

原則として次により委託する。

(1) 小規模住宅は団地単位とする。

(2) 大規模住宅等は棟ごととする。

(3) 棟内で管理権が分かれている部屋等は、主体棟に含むものとする。

8 提出用紙

当協会ホームページの会員専用ページからダウンロードしてください。